

様式第8（第2条第1項関係）（平28総省令23・全改、平30総省令9・平30総省令38・令元総省令19・一部改正）

第1表

電気通信役務契約等状況報告							
都道府県別態様別最大速度別契約数							
年 月 日現在							
サービスの種類							
事業者名							
態様	区分						合計
	共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの			共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの			
最大速度			小計			小計	IRU
都道府県							
合計							
参考事項							

注1 光信号伝送用の端末系伝送路設備を設置して提供するFTTHアクセスサービス及び他の電気通信事業者が設置した光信号伝送用の端末系伝送路設備と自らの電気通信設備を接続して提供するFTTHアクセスサービスごとに別業とすること。

2 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合（共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるものにあつては、当該電気通信設備を含めて提供している場合に限る。以下この様式において同じ。）には、当該電気通信事業者が当該卸電気通信役務を受けて提供する契約数を自らの契約数として含めること。なお、当該電気通信事業者の契約数を、当該電気通信事業者の各契約者の住所に基づき都道府県別に把握できる場合には、当該都道府県ごとに自らの契約数として含めることとし、当該電気通信事業者の契約数を当該都道府県別に自らの契約数に含めているもの及びそうでないものごとに、「参考事項」の項に当該電気通信事業者の数及び契約数の合計数を記載すること。

- 3 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合であつて、提供する卸電気通信役務が他の電気通信事業者から提供を受ける卸電気通信役務の場合（共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるものにあつては、当該電気通信設備を含めて提供を受ける場合に限る。）には、当該提供する卸電気通信役務を受けて他の電気通信事業者が提供する契約数を自らの契約数として含めないこと。
- 4 共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるFTTHアクセスサービスを提供する電気通信事業者以外の者に対し、当該FTTHアクセスサービスを提供する場合には、当該者の当該FTTHアクセスサービスに係る契約数を自らの契約数として報告すること。ただし、当該者の当該FTTHアクセスサービスに係る契約数を把握していない場合には、当該者が当該FTTHアクセスサービスを提供する共同住宅等内の最大戸数を自らの契約数として報告することとし、「参考事項」の項にその旨を記載すること。
- 5 最大速度とは、契約約款等に定める最大通信速度をいう。
- 6 地方公共団体からIRU（Indefeasible Right of User：破棄し得ない使用权）により調達した設備によりサービスを提供している場合には、「IRU」の欄に契約数を再掲すること（毎報告年度末の契約数を報告する場合に限る。）。
- 7 注2及び注4に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 8 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。
- 9 記載する都道府県及び最大速度の数に応じ、項及び欄を適宜増減すること。
- 10 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第2表

電気通信役務契約等状況報告 契約数等				
			年 月 日現在	
サービスの種類 <u>FTTHアクセスサービス</u>				
事業者名 _____				
1 卸契約数の都道府県別及び態様別の分計				
都道府県	態様	共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの	共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの	合計
	合計			
参考事項				
2 卸先事業者の名称及び法人番号				
事業者名		法人番号		
参考事項				
3 契約数が3万以上の卸先事業者の卸契約数等				
事業者名	法人番号	共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの	共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの	合計
合計				
参考事項				

注1 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合に記載すること。

2 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合であつて、提供する卸電気通信役務が他の電気通信事業者から提供を受ける卸電気

通信役務の場合（共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるものにあつては、当該電気通信設備を含めて提供を受ける場合に限る。）には、当該提供する卸電気通信役務を受けて他の電気通信事業者が提供する契約数を自らの契約数として含めないこと。

- 3 「1 卸契約数の都道府県別及び態様別の分計」については、「都道府県」の欄に日本産業規格都道府県コードの番号の順序に都道府県の名称を記載し、共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの及び共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるものごとに契約数を記載すること。
- 4 記載する都道府県の数に応じ、項を適宜増減すること。
- 5 法人番号がない場合にあつては、住所を記載すること。
- 6 記載する事業者名の数に応じ、項を適宜増減すること。
- 7 「3 契約数が3万以上の卸先事業者の卸契約数等」については、共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの及び共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるものごとに契約数を記載すること。
- 8 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 9 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。